社会福祉法人白川園　役員等報酬規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人白川園（以下「法人」という。）の定款第８条及び第２２条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものである。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

（２）報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。

（３）費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第３条　役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬等を支給する。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対して報酬等は支給しない。

（報酬等の算定方法）

第４条　役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

（１）報酬については、別表１に定める額

（２）役員等が職務のために出張をしたときは、別に定める旅費規程に基づき支給する。

（報酬等の支給方法）

第５条　役員等に対する報酬等は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、現金で支給する。

（端数処理）

第６条　この規程により、計算金額に１円未満の端数が生じたときには、その端数全額を切り捨てるものとする。

（公表）

第７条　この法人は、この規程をもって、社会福祉法第５９条の２第１項２号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補則）

第８条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

（改廃）

第９条　この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附　則　この規程は、平成２９年　４月　１日より施行する。

平成２９年　６月　１日　一部改定

令和　元年　６月２１日　一部改定

別表１　役員等の報酬

		日額
評議員	評議員会への出席	１０，０００円
	上記の他、法人及び施設業務のための出勤	１０，０００円
理事	理事会への出席	１０，０００円
	上記の他、法人及び施設業務のための出勤	１０，０００円
監事	理事会・評議員会・監事監査等への出席	１０，０００円
	上記の他、法人及び施設業務のための出勤	１０，０００円

※金額は源泉徴収後の額